

印旛利根川水防事務組合表彰規程

平成17年2月24日

印利水訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、印旛利根川水防事務組合(以下「本組合」という。)の表彰及び感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰及び感謝状の贈呈基準)

第2条 表彰は次に掲げる事由により行うものとする。

(1) 水防団員として多年にわたり水防に従事し、特に功労のあったもの。

(2) 水防活動時等、特に功労のあったもの。

第3条 感謝状の贈呈は次に掲げる事由により行うものとする。

(1) 本組合議員として、12年以上勤続し退職したもの。

(2) 本組合運営に特に功労のあったもの。

(3) 管理者として5年以上勤続して退職したもの。

(表彰及び感謝状の贈呈判断)

第4条 表彰及び感謝状の贈呈については、管理者が必要であると認めるとき管理者が行う。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年2月24日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合表彰規程の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合表彰規程(昭和39年6月12日規程第1号)は、廃止する。